

平成24年7月9日、改正入管法が全面的に施行されます

情報の把握の方法	今までは、入国管理局と市区町村が、別々に情報を把握していましたが、 今後は、入国管理局と市区町村の情報を一つにまとめて法務大臣が継続的に把握することになります
在留カード	<ul style="list-style-type: none"> ・「外国人登録証明書」が廃止され、新たに「在留カード」が交付されます ・上陸許可や在留資格の変更許可等にもなつて入国管理局から直接外国人に交付されます ・外国人登録証明書と同様、外国人に携帯する義務があり、不携帯の場合の罰則も定められています
在留カードに記載される事項	<ul style="list-style-type: none"> ①氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国または入管法第2条5号に規定する地域 ②住居地（日本における主たる住居の所在地） ③在留資格、在留期間および在留期間満了日 ④許可の種類および年月日 ⑤在留カードの番号、交付年月日および有効期間満了の日 ⑥就労制限の有無 ⑦資格外活動の許可を受けているときはその旨
働かせてよい外国人であるかどうかの判断	上記⑥就労制限の欄の記載は、 <ul style="list-style-type: none"> ・「就労制限なし」（永住者、日本人の配偶者等、など） ・「就労不可」（家族滞在、留学生、など） ・「在留資格に基づく就労活動のみ可」（人文知識・国際業務、技術、技能など） 上記⑦資格外活動の許可を受けているときはその旨の欄の記載は、 <ul style="list-style-type: none"> ・「許可:原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く」となります
就学と留学	「就学」と「留学」が、「留学」に一本化され、資格外活動許可の扱いに差異を設けないことになりました
研修・技能実習制度の見直し	働きながら技能等を修得する在留資格「技能実習」が新設され、労働基準法、最低賃金法等の適用を受けることになりました 在留資格「研修」は、座学のみで技能等を身につける場合の在留資格として残ります
外国人を働かせるときは	従前どおり、ハローワークへの届出が必要です
不法就労助長罪	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に関し、外国人に不法就労活動させた者 ・外国人に不法就労活動させるためにこれを自己の支配下に置いた者 ・業として、外国人に不法就労活動させる行為または上記②の行為に関しあつせんした者に、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、またはこれを併科されます ・不法就労に該当することを知らなかったことを理由として不法就労助長罪の処罰を免れることはできなくなりました（事業主側で真に過失がないことの立証ができる場合を除く）
外国人本人の届出義務 ※虚位の届出、届出を怠った者については1年以下の懲役または20万円以下の罰金	<ul style="list-style-type: none"> ①住居地を定めた場合、住居地を変更した場合、14日以内に市区町村に届出なければなりません ②氏名、生年月日、性別、国籍等を変更したときは14日以内に地方入国管理局に届出なければなりません ③在留資格「技術」などの就労資格や在留資格「留学」のような学ぶ資格の場合、所属機関の名称もしくは所在地等に変更が生じた場合には、14日以内に地方入国管理局に出頭するか、東京入国管理局へ郵送で届出なければなりません ④在留資格「家族滞在」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」のうち廃位遇者にかかる者については、配偶者との離婚または死別した場合、14日以内に地方入国管理局に出頭するか、東京入国管理局へ郵送で届出なければなりません
在留カードが交付されない外国人	<ul style="list-style-type: none"> ①「3月」以下の在留期間が決定された人（出国準備のために在留資格「特定活動」を付与された人など） ②在留資格「短期滞在」の在留資格が決定された人 ③在留資格「外交」または「公用」の在留資格が決定された人 ④これらの外国人に準ずるものとして法務省令で定める人（在留資格「特定活動」の在留資格をもって在留する亜東関係協会（台湾）の職員・家族、パレスチナ総代表部の職員・家族が省令で定められています） ⑤特別永住者（特別永住者には「特別永住者証明書」が交付されます） ⑥在留資格を有しない人（オーバーステイの人など）
特例措置期間	<ul style="list-style-type: none"> ・従前の在留期間満了日までに在留期間更新許可申請、または、在留資格変更許可申請をしていること ・上記の申請に対する処分が、従前の在留期間満了日までに出不着 以上の要件を満たす場合、確定的な処分がなされる日、または、従前の在留期間満了のときから2か月を経過するとき、のいずれか早いときまで引き続き従前の在留資格で日本に在留することができます